

公益財団法人ユニオンツール育英奨学会
役員等の給与、報酬、旅費及び費用弁償に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人ユニオンツール育英奨学会役員及び評議員、奨学生選考委員の報酬、旅費及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅費及び費用弁償)

第2条 役員及び評議員、奨学生選考委員の旅費及び費用弁償は、鉄道運賃等の実費及び日当10,000円とする。

(報 酬)

第3条 理事、監事及び評議員、奨学生選考委員の報酬は無償とする。

(委 任)

第4条 この規程の実施に関して必要な事項は、代表理事が別に定める。

付 則

この規程は、公益財団法人ユニオンツール育英奨学会の設立の登記の日から施行する。